

第2章 出願の変更

92 関連条文

意匠法

- 第十三条 特許出願人は、その特許出願を意匠登録出願に変更することができる。ただし、その特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三月を経過した後は、この限りでない。
- 2 実用新案登録出願人は、その実用新案登録出願を意匠登録出願に変更することができる。
 - 3 第一項ただし書に規定する期間は、特許法第四条の規定により同法第百二十一条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。
 - 4 第一項又は第二項の規定による出願の変更があつたときは、もとの出願は、取り下げたものとみなす。
 - 5 特許出願人は、その特許出願について仮専用実施権又は登録した仮通常実施権を有する者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、第一項の規定による出願の変更をすることができる。
 - 6 第十条の二第二項及び第三項の規定は、第一項又は第二項の規定による出願の変更の場合に準用する。

92.1 意匠法第13条の規定

出願の変更とは、出願の内容の変更ではなく、もとの特許出願又は実用新案登録出願と変更された後の意匠登録出願との間の出願の形式の変更である。なお、これらの変更があったときは、新たな意匠登録出願は、もとの特許出願又は実用新案登録出願の時にしたものとみなされ、もとの特許出願又は実用新案登録出願は取り下げたものとみなされる。

92.1.1 意匠登録出願への変更の要件

変更による新たな意匠登録出願が、もとの特許出願又は実用新案登録出願の時にしたものとみなされるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 特許出願から意匠登録出願への変更の場合は、もとの特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から3か月以内であること
 - (2) 実用新案登録出願から意匠登録出願への変更の場合は、もとの実用新案登録出願が特許庁に係属していること
 - (3) 変更による新たな意匠登録出願の出願人と、もとの特許出願人又はもとの実用新案登録出願人とは同一であること
- ただし、もとの特許出願人あるいは実用新案登録出願人から新たな意匠登録出願人へ、意匠登録を受ける権利の承継が適法になされている場合は同一であると認める。

- (4) もとの特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面中に、
変更による新たな意匠登録出願の意匠が明確に認識し得るように具体的
的に記載されていること
- (5) 変更による新たな意匠登録出願の意匠が、もとの特許出願又は実用新
案登録出願の最初の明細書及び図面に表された意匠と同一であること

92.1.2 適法な意匠登録出願への変更の手続とは認められない場合の例

- (1) もとの特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面中に、
変更による新たな意匠登録出願の意匠が明確に認識し得るような具体的
的な記載がない場合
- (2) 変更による新たな意匠登録出願の意匠が、もとの特許出願又は実用新
案登録出願の最初の明細書及び図面に明確に認識し得るような具体的
な記載により表された意匠と同一でないと認められる場合
- (3) 変更による新たな意匠登録出願の意匠が、もとの特許出願又は実用新
案登録出願の最初の明細書及び図面の記載以外のものを付加した場合

92.1.3 変更の要件を満たさない新たな意匠登録出願の取扱い

新たな意匠登録出願は、もとの特許出願又は実用新案登録出願の時にしたものとはみなさず、変更のあった時にしたものとして取り扱う。

92.1.4 変更による新たな意匠登録出願について意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合、又はパリ条約による優先権等を主張しようとする場合の提出書面について

変更による新たな意匠登録出願をする場合には、もとの特許出願又は実用新案登録出願について提出された書面又は書類であって、意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続きに必要な書面（意匠法第4条第3項の規定により提出しなければならない書面）又はパリ条約による優先権を主張しようとする場合（パリ条約の例による場合も含む。）の手続きに必要な書面（意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条第1項及び第2項、あるいは特許法第43条の2第3項の規定により提出しなければならない書面）は、意匠法第13条第6項で準用する意匠法第10条の2第3項の規定により当該新たな意匠登録出願をすると同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。